

令和4年度

越谷市労働報酬等審議会第3回会議

日 時 令和5年3月14日（火）14:00～

場 所 中央市民会館5階 特別会議室

次 第

○審議会第3回会議

1 開会

2 議事

(1) 報告事項

- ① 令和3、4年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について

(2) 協議事項

- ① 建設工事に係る労働報酬下限額について
- ② 見習い・手元等に係る労働報酬下限額について
 - ・労働報酬下限額の計算方法について
 - ・特例的な労働報酬下限額の対象について

3 その他

4 閉会

越谷市労働報酬等審議会 委員名簿

(順不同・敬称略)

令和3年10月1日現在

委員	氏名	委員区分	所属	その他
	えはら きたる 江原 智	学識経験者	埼玉弁護士会越谷支部	弁護士法人江原総合法律事務所 所長
	やまもと よしこ 山本 佳子	学識経験者	埼玉県社会保険労務士会越谷支部 支部長	山本佳子社会保険労務士事務所 所長
	たかはし かずひこ 高橋 和彦	事業者	越谷建設推進協同組合 理事	高元建設株式会社 代表取締役
	はまぐち たつさぶろう 濱口 達三郎	事業者	一般社団法人埼玉県経営者協会	東彩ガス株式会社 執行役員総務部長
	といし まさき 戸石 真樹	労働者	埼玉土建一般労働組合越谷支部 書記長	
	さいとう てるみつ 斉藤 輝光	労働者	連合埼玉東部地域協議会 副議長	

【委嘱期間】 令和3年10月1日から令和5年9月30日まで

令和 4 年度越谷市労働報酬等審議会第 3 回会議資料

【報告事項】

- ① 令和 3、4 年度労働報酬下限額適用案件の
履行状況等について

① 令和3、4年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について

令和3年度

【労働報酬下限額適用案件数】

工事請負 13件
 業務委託 35件
 指定管理協定 19件 計67件

○工事請負 案件一覧

No.	契約名	契約金額	業者名
1	橋梁耐震整備工事（千代田橋）	215,600,000	池中建設株式会社
2	越谷市立大相模中学校校舎外壁改修工事	228,800,000	株式会社山下工務店
3	越谷市立第1体育館等解体工事	181,225,000	高元建設株式会社
4	南越谷地区センター空調機更新工事	50,289,800	株式会社協和設備
5	越谷第一ポンプ場遠方監視制御設備改修工事	66,000,000	メタウォーター株式会社 さいたま営業所
6	越谷市斎場防水改修工事	109,450,000	株式会社大林組 埼玉営業所
7	新川都市下水路築造工事3-1	66,770,000	山崎建設株式会社
8	橋梁補修工事（向畑橋）	109,060,600	扶桑工業株式会社
9	千疋幹線排水路整備工事3-1	101,200,000	池中建設株式会社
10	公共下水道築造工事（新方川第17号雨水幹線の支線）3-1	126,500,000	株式会社鈴木組
11	東越谷第一ポンプ場電気設備改築工事	151,800,000	株式会社大久保電気
12	東越谷雨水ポンプ場増強工事（機械設備）	124,300,000	昱株式会社 北関東支店
13	東越谷雨水ポンプ場増強工事（電気設備）	77,550,000	太洋電設工業株式会社

○業務委託 案件一覧

No.	契約名	契約金額	業者名
1	街路樹等管理委託（市道2340号線外53か所）	30,910,000	有限会社片桐造園
2	街路樹等管理委託（市道2110号線外32か所）	22,880,000	株式会社深野造園
3	街路樹等管理委託（市道1130号線外32か所）	21,560,000	株式会社中新造園
4	街路樹等管理委託（市道2300号線外43か所）	15,312,000	有限会社宝亀園
5	街路樹等管理委託（市道1050号線外30か所）	10,442,300	有限会社片桐造園
6	除草業務委託（その1）	11,385,000	株式会社深野造園
7	除草業務委託（その2）	11,880,000	株式会社東武園芸
8	公園等管理委託（緑の森公園外37か所）	42,350,000	株式会社サンエー緑化
9	公園等管理委託（越谷総合公園外27か所）	37,290,000	株式会社中新造園
10	公園等管理委託（鷲高第五公園外20か所）	31,460,000	株式会社深野造園
11	公園等管理委託（元荒川緑道外3か所）	26,180,000	株式会社東武園芸
12	公園管理委託（大吉公園外11か所）	24,860,000	株式会社東武緑化サービス

13	公園等管理委託（千間台第四公園外18か所）	23,320,000	有限会社クリーンガーデン 緑屋
14	公園管理委託（(仮称)大相模調節池親水公園）	22,330,000	株式会社中新造園
15	公園管理委託（平方公園外13か所）	20,790,000	株式会社東武園芸
16	公園等管理委託（出羽公園外17か所）	20,570,000	株式会社中新造園
17	公園等管理委託（蒲生公園外14か所）	17,919,000	株式会社東武緑化サービス
18	草刈清掃委託（西大袋その1）	11,500,000	有限会社片桐造園
19	草刈清掃委託（西大袋その2）	9,700,000	株式会社深野造園
20	街路樹剪定委託（市道1130号線外5路線）	13,200,000	株式会社中新造園
21	街路樹剪定委託（市道1120号線外3路線）	10,450,000	株式会社サンエー緑化
22	市庁舎清掃業務委託（長期継続契約）	273,240,000	日建総業株式会社 越谷営業所
23	放置自転車等保管・返還業務委託（長期継続契約）	23,166,000	有限会社ライフ・サポート 越谷支店
24	リサイクルプラザ清掃業務委託（長期継続契約）	39,105,000	株式会社ホリ・エンタープライズ
25	リサイクルプラザ資源化施設運転管理等業務委託 （長期継続契約）	530,640,000	新明和ウエステック株式会社 施設運営部埼玉営業所
26	産業雇用支援センター清掃業務委託（長期継続契約）	10,780,000	株式会社ホリ・エンタープライズ
27	若年者等就職支援事業委託（長期継続契約）	9,875,105	株式会社シグマスタッフ
28	蒲生地区センター・地域包括支援センター蒲生清掃 業務委託（長期継続契約）	8,989,200	株式会社むさしビルクリーナー
29	増林地区センター・教育センター・地域包括支援センター増林清掃業務委託（長期継続契約）	15,510,000	有限会社大洋警備保障
30	北部市民会館清掃業務委託（長期継続契約）	26,400,000	株式会社庶務サービス
31	越谷市男女共同参画相談業務委託（長期継続契約）	36,771,834	特定非営利活動法人女性の スペース結
32	越谷市立病院電話交換業務委託（長期継続契約）	57,200,000	日建総業株式会社
33	越谷市立病院警備業務委託（長期継続契約）	138,600,000	旭ビル管理株式会社 越谷 営業所
34	越谷市立病院清掃業務委託（長期継続契約）	273,240,000	旭ビル管理株式会社 越谷 営業所
35	越谷市立病院院内保育室運営業務委託（単価・長期 継続契約）	70,128,102	ライクアカデミー株式会社

○指定管理協定 案件一覧

No.	契約名	上限額	業者名
1	中央市民会館	956,000,000	越谷市施設管理公社
2	北部市民会館	277,000,000	北部市民会館運営協議会
3	赤山交流館	19,728,000	赤山交流館運営協議会
4	大沢北交流館	19,728,000	大沢北交流館運営協議会
5	蒲生交流館	19,728,000	蒲生交流館運営協議会
6	南部交流館	19,728,000	南部交流館運営協議会
7	大袋北交流館	19,728,000	大袋北交流館運営協議会
8	桜井交流館	19,728,000	桜井交流館運営協議会
9	南越谷交流館	19,728,000	南越谷交流館運営協議会
10	障害者福祉センター こぼと館	116,000,000	越谷市社会福祉協議会
11	障害者就労訓練施設しらこぼと	899,000,000	越谷市社会福祉協議会
12	花田苑	181,000,000	越谷市施設管理公社
13	キャンベルタウン野鳥の森	183,000,000	越谷市施設管理公社
14	越谷コミュニティセンター	1,703,000,000	越谷市施設管理公社
15	日本文化伝承の館こしがや能楽堂	259,000,000	越谷市施設管理公社
16	総合体育館	605,000,000	越谷市施設管理公社
17	市民球場・総合公園	317,000,000	越谷市施設管理公社
18	しらこぼと運動公園	403,000,000	越谷市施設管理公社
19	緑の森公園越谷市弓道場	38,800,000	越谷市施設管理公社

【履行状況報告書提出件数】

工事請負	10件		
業務委託	35件		
指定管理協定	19件	計	64件

【従事労働者数】

○履行状況報告書が提出された全案件の従事労働者数をまとめた一覧

	正社員	パート・ アルバイト	その他 (下請等)	合計
工事請負	89人	1人	303人	393人
業務委託	241人	119人	69人	429人
指定管理	73人	232人	118人	423人
合計	403人	352人	490人	1,245人

【最低支払賃金額の報告状況】R3

工事請負

○履行状況報告書が提出された全案件のうち職種ごとの最低支払賃金額をまとめた一覧

職種	労働報酬下限額	最低支払賃金額 (最低額)	最低支払賃金額 (最高額)
特殊作業員	2,622	2,650	3,600
普通作業員	2,340	2,380	2,875
軽作業員	1,688	1,700	1,750
造園工	2,329	2,400	2,400
法面工	2,903	—	—
とび工	3,072	3,080	3,800
石工	3,027	—	—
ブロック工	2,847	—	—
電工	2,633	2,700	3,125
鉄筋工	3,038	—	—
鉄骨工	2,824	—	—
塗装工	3,105	3,125	3,224
溶接工	3,297	—	—
運転手（特殊）	2,813	2,830	3,563
運転手（一般）	2,442	2,600	2,600
潜かん工	3,420	—	—
潜かん世話役	4,028	—	—
さく岩工	3,477	—	—
トンネル特殊工	3,409	—	—
トンネル作業員	2,790	—	—
トンネル世話役	3,814	—	—
橋りょう特殊工	3,510	3,625	3,625
橋りょう塗装工	3,510	—	—
橋りょう世話役	3,949	—	—
土木一般世話役	2,734	2,740	3,800
高級船員	3,432	—	—
普通船員	2,712	—	—
潜水士	4,512	—	—
潜水連絡員	3,285	—	—
潜水送気員	3,229	—	—
山林砂防工	3,027	—	—
軌道工	5,400	—	—
型わく工	2,948	3,240	3,240
大工	2,880	—	—
左官	3,015	—	—
配管工	2,532	2,840	2,840
はつり工	2,824	2,980	2,980
防水工	3,252	3,260	3,260
板金工	3,207	—	—
タイル工	2,624	2,800	2,800
サッシ工	2,869	—	—

屋根ふき工	2,719	—	—
内装工	3,184	3,246	3,280
ガラス工	2,892	2,900	2,900
建具工	2,784	—	—
ダクト工	2,577	—	—
保温工	2,554	—	—
建築ブロック工	2,715	—	—
設備機械工	2,588	—	—
交通誘導警備員	1,643	2,500	2,500
交通誘導警備員	1,508	1,595	2,000
見習い	1,350	1,370	1,370
年金受給	1,350	1,418	1,418

業務委託

○履行状況報告書が提出された全案件の最低支払賃金額をまとめた一覧

労働報酬下限額	最低支払賃金額 (最低額)	最低支払賃金額 (最高額)
987円	987円	1,904円

指定管理

○履行状況報告書が提出された全案件の最低支払賃金額をまとめた一覧

労働報酬下限額	最低支払賃金額 (最低額)	最低支払賃金額 (最高額)
987円	987円	1,020円

令和4年度

【労働報酬下限額適用案件数】

工事請負 16件
 業務委託 32件
 指定管理協定 0件 計48件 ※2月24日現在

○工事請負 案件一覧

No.	契約名	契約金額(円)	業者名
1	(仮称) 緑の森公園保育所建設工事 (機械設備)	129,800,000	株式会社ナカノヤ
2	(仮称) 緑の森公園保育所建設工事 (電気設備)	93,500,000	太洋電設工業株式会社
3	旧越谷市立蒲生小学校校舎等解体工事	478,500,000	高元建設株式会社
4	七左エ門川改修工事 (除塵機)	54,340,000	大同機工株式会社
5	(仮称) 緑の森公園保育所建設工事 (建築)	971,300,000	和光・水谷経常建設共同企業体
6	児童館ヒマワリ冷暖房設備改修工事	80,300,000	株式会社ナカノヤ
7	北越谷学童保育室建設工事	83,600,000	有限会社大熊建設
8	千疋幹線排水路整備工事4-1	126,500,000	池中建設株式会社
9	大相模分団第2部器具置場及び耐震性貯水槽新設工事	96,030,000	株式会社豊田工務店
10	新川都市下水路築造工事(3-2)	140,580,000	山崎建設株式会社
11	公園整備工事((仮称)西大袋第1号公園)	143,000,000	株式会社鈴木組
12	橋梁耐震整備工事(廣橋)	103,400,000	山崎建設株式会社
13	越谷市立城ノ上小学校LED照明整備工事	49,874,000	太洋電設工業株式会社
14	平新川調整池整備工事(4-1)	66,000,000	池中建設株式会社
15	(仮称)桜井分署建設用地造成工事	75,130,000	三ツ和総合建設業協同組合 埼玉東部営業所
16	橋梁補修工事(メ切橋)	57,530,000	株式会社鈴木組

○業務委託 案件一覧

No.	契約名	契約金額(円)	業者名
1	街路樹等管理委託(市道2340号線外53か所)	29,700,000	有限会社片桐造園
2	街路樹等管理委託(市道1130号線外31か所)	21,670,000	株式会社中新造園
3	街路樹等管理委託(市道2300号線外44か所)	16,500,000	有限会社宝亀園
4	街路樹等管理委託(市道2110号線外32か所)	14,410,000	株式会社深野造園
5	街路樹等管理委託(市道1050号線外27か所)	9,526,000	株式会社東武園芸
6	公園等管理委託(緑の森公園外36か所)	44,990,000	株式会社サンエー緑化
7	公園等管理委託(越谷総合公園外28か所)	40,865,000	株式会社中新造園
8	公園等管理委託(鷺高第五公園外21か所)	32,626,000	株式会社深野造園
9	公園等管理委託(元荒川緑道外3か所)	27,181,000	株式会社東武園芸
10	公園管理委託(大吉公園外12か所)	25,477,100	株式会社東武緑化サービス
11	公園等管理委託(千間台第四公園外18か所)	24,200,000	有限会社クリーンガーデン緑屋
12	公園管理委託(平方公園外13か所)	23,870,000	株式会社東武園芸

13	公園管理委託（(仮称)大相模調節池親水公園）	23,826,000	株式会社深野造園
14	公園等管理委託（出羽公園外18か所）	22,440,000	株式会社中新造園
15	公園等管理委託（蒲生公園外14か所）	17,105,000	株式会社大樹
16	除草業務委託（その1）	11,000,000	株式会社深野造園
17	除草業務委託（その2）	12,100,000	株式会社東武園芸
18	草刈清掃委託（西大袋その1）	12,100,000	有限会社片桐造園
19	草刈清掃委託（西大袋その2）	10,450,000	株式会社深野造園
20	街路樹剪定委託（市道80087号線外8路線）	19,140,000	有限会社片桐造園
21	街路樹剪定委託（市道1020号線外5路線）	12,100,000	株式会社東武園芸
22	街路樹剪定委託（市道2110号線外2路線）	10,890,000	株式会社深野造園
23	街路樹剪定委託（市道2190号線外4路線）	9,900,000	株式会社中新造園
24	桜井地区センター・地域包括支援センター桜井清掃業務委託（長期継続契約）	10,509,048	株式会社むさしビルクリーナー
25	越谷市被保護者就労支援事業業務委託（長期継続契約）	34,231,384	特定非営利活動法人ワーカーズユープ
26	越谷市生活困窮者自立支援事業業務委託（長期継続契約）	92,502,740	特定非営利活動法人ワーカーズユープ
27	越谷市障害者等相談支援事業業務委託（北部地区）（長期継続契約）	13,427,400	特定非営利活動法人合
28	越谷市障害者等相談支援事業業務委託（東部地区）（長期継続契約）	13,500,000	社会福祉法人平徳会
29	越谷市障害者等相談支援事業業務委託（南部地区）（長期継続契約）	13,500,000	特定非営利活動法人結
30	越谷市障害者等相談支援事業業務委託（西部地区）（長期継続契約）	13,500,000	医療法人秀峰会
31	越谷市立病院医事業務等業務委託（長期継続契約・単価契約）	718,565,548	株式会社セラム
32	物品供給管理システム業務委託(市立病院)	288,750,000	アフレッサメディカルサービス(株)

【履行状況報告書提出件数】

工事請負 8件

業務委託 25件

指定管理協定 0件 計33件 ※2月24日現在

【従事労働者数】

○履行状況報告書が提出された全案件の従事労働者数をまとめた一覧

	正社員	パート・アルバイト	その他 (下請等)	合計
工事請負	7人	0人	535人	542人
業務委託	158人	36人	58人	252人
指定管理	—	—	—	—
合計	165人	36人	593人	794人

【最低支払賃金額の報告状況】R4

工事請負

○履行状況報告書が提出された全案件のうち職種ごとの最低支払賃金額をまとめた一覧

職種	労働報酬下限額	最低支払賃金額 (最低額)	最低支払賃金額 (最高額)
特殊作業員	2,723	2,800	3,600
普通作業員	2,408	2,490	2,800
軽作業員	1,688	—	—
造園工	2,363	2,380	2,700
法面工	3,004	—	—
とび工	3,072	3,500	3,500
石工	3,027	—	—
ブロック工	2,847	—	—
電工	2,734	2,750	3,100
鉄筋工	3,105	3,120	3,120
鉄骨工	2,824	—	—
塗装工	3,229	3,250	3,250
溶接工	3,297	—	—
運転手（特殊）	2,903	3,500	3,800
運転手（一般）	2,532	2,550	2,800
潜かん工	3,499	—	—
潜かん世話役	4,152	—	—
さく岩工	3,522	—	—
トンネル特殊工	3,488	—	—
トンネル作業員	2,847	—	—
トンネル世話役	3,837	—	—
橋りょう特殊工	3,510	—	—
橋りょう塗装工	3,510	—	—
橋りょう世話役	3,972	—	—
土木一般世話役	2,835	3,500	3,800
高級船員	3,432	—	—
普通船員	2,723	—	—
潜水士	4,624	—	—
潜水連絡員	3,409	—	—
潜水送気員	3,342	—	—
山林砂防工	3,027	—	—
軌道工	5,603	—	—
型わく工	2,982	3,000	3,000
大工	2,880	2,900	2,900
左官	3,072	—	—
配管工	2,599	3,000	3,000
はつり工	2,880	—	—
防水工	3,297	—	—
板金工	3,263	—	—
タイル工	2,672	—	—

サッシ工	2,982	—	—
屋根ふき工	2,772	2,780	2,780
内装工	3,184	3,190	3,190
ガラス工	2,970	—	—
建具工	2,798	—	—
ダクト工	2,678	—	—
保温工	2,599	—	—
建築ブロック工	2,764	—	—
設備機械工	2,622	3,300	3,300
交通誘導警備員	1,733	2,500	2,500
交通誘導警備員	1,542	1,800	2,000
見習い	1,350	—	—
年金受給	1,350	—	—

業務委託

○履行状況報告書が提出された全案件の最低支払賃金額をまとめた一覧

労働報酬下限額	最低支払賃金額 (最低額)	最低支払賃金額 (最高額)
1,009円	1,009円	1,904円

指定管理協定

○履行状況報告書が提出された全案件の最低支払賃金額をまとめた一覧

労働報酬下限額	最低支払賃金額 (最低額)	最低支払賃金額 (最高額)
—	—	—

【報 告】

令和3年度の労働報酬下限額適用案件の履行状況等については、まず、建設工事において対象となっていた職種は、見習い、年金受給者も含め全職種において労働報酬下限額以上の支払いがされていると報告をいただいています。

業務委託においても、全ての案件で下限額を上回る額で支払いされているとの報告を受けています。

履行状況報告書において、報告事項で求めている関係法令の遵守状況等の報告については、報告のあった全ての案件において、全項目が適正に遵守されていることを確認済みです。

令和4年度の労働報酬下限額適用案件の履行状況等の報告については、建設工事では、債務負担行為の複数年契約の案件もあり、準備工が終わり、今年に入ってから施工に入っている工事も多く、まだ報告を頂いていない案件も多い状況にあります。

業務委託を含め、これまで報告をいただいている案件については、全ての案件で下限額を上回る額で支払いされているとの報告を受けており、関係法令の遵守状況等の報告についても、全項目が適正に遵守されていることを確認済みです。

令和 4 年度越谷市労働報酬等審議会第 3 回会議資料

【協議事項】

- ①建設工事に係る労働報酬下限額について
- ②見習い・手元等に係る労働報酬下限額について
 - (1) 労働報酬下限額の計算方法について
 - (2) 特例的な労働報酬下限額の対象について

建設工事に係る労働報酬下限額について

1 令和4年度労働報酬下限額の設定状況

(1) 令和4年度公共工事設計労務単価の90%を基準

[単位:円(1時間あたり)]

No.	職 種	設計労務 単価	労働報酬 下 限 額	No.	職 種	設計労務 単価	労働報酬 下 限 額
1	特殊作業員	3,025	2,723	27	普通船員	3,025	2,723
2	普通作業員	2,675	2,408	28	潜水士	5,138	4,624
3	軽作業員	1,875	1,688	29	潜水連絡員	3,788	3,409
4	造園工	2,625	2,363	30	潜水送気員	3,713	3,342
5	法面工	3,338	3,004	31	山林砂防工	3,363	3,027
6	とび工	3,413	3,072	32	軌道工	6,225	5,603
7	石工	3,363	3,027	33	型わく工	3,313	2,982
8	ブロック工	3,163	2,847	34	大工	3,200	2,880
9	電工	3,038	2,734	35	左官	3,413	3,072
10	鉄筋工	3,450	3,105	36	配管工	2,888	2,599
11	鉄骨工	3,138	2,824	37	はつり工	3,200	2,880
12	塗装工	3,588	3,229	38	防水工	3,663	3,297
13	溶接工	3,663	3,297	39	板金工	3,625	3,263
14	運転手(特殊)	3,225	2,903	40	タイル工	—	2,672
15	運転手(一般)	2,813	2,532	41	サッシ工	3,313	2,982
16	潜かん工	3,888	3,499	42	屋根ふき工	—	2,772
17	潜かん世話役	4,613	4,152	43	内装工	3,538	3,184
18	さく岩工	3,913	3,522	44	ガラス工	3,300	2,970
19	トンネル特殊工	3,875	3,488	45	建具工	—	2,798
20	トンネル作業員	3,163	2,847	46	ダクト工	2,975	2,678
21	トンネル世話役	4,263	3,837	47	保温工	2,888	2,599
22	橋りょう特殊工	3,900	3,510	48	建築ブロック工	—	2,764
23	橋りょう塗装工	3,900	3,510	49	設備機械工	2,913	2,622
24	橋りょう世話役	4,413	3,972	50	交通誘導警備員A	1,925	1,733
25	土木一般世話役	3,150	2,835	51	交通誘導警備員B	1,713	1,542
26	高級船員	3,813	3,432		見習い等	—	1,350

(2) 設計労務単価が設定されていない職種

①屋根ふき工

最後に設定された平成22年度設計労務単価に、現在までの設計労務単価の伸び率(埼玉県平均)を乗じた値を設計労務単価とみなし、その90%を下限額とした。

②タイル工、建具工、建築ブロック工

令和3年度の埼玉県による単価に、令和4年度の設計労務単価の伸び率(埼玉県平均)を乗じた額を設計労務単価とみなし、その90%を下限額とした。

③見習い、手元等、年金等の受給のために労働の対価を調整している労働者

軽作業員の労働報酬下限額の80%に相当する金額

2 令和5年度建設工事に係る労働報酬下限額

(1) 勘案事項

条例第6条第2項第1号の規定により、建設工事の下限額の設定にあたり、本市では設計労務単価を勘案することとしております。

設計労務単価

農林水産省及び国土交通省が、公共工事の積算に用いるため、公共工事に従事する労働者の賃金を調査（公共事業労務費調査）し、毎年決定するものです。国の各省庁のほか、全国の地方公共団体において、公共工事の積算に使用されています。

○埼玉県における設計労務単価の推移

職種	R5(R5. 2月改定)			R4(R4. 2月改定)			職種	R5(R5. 2月改定)			R4(R4. 2月改定)		
	1時間あたり	引き上げ率	引き上げ額	1時間あたり	引き上げ率	引き上げ額		1時間あたり	引き上げ率	引き上げ額	1時間あたり	引き上げ率	引き上げ額
01 特殊作業員	3,150	4.13%	125	3,025	3.86%	112	27 普通船員	3,313	9.50%	288	3,025	0.41%	12
02 普通作業員	2,863	7.01%	188	2,675	2.88%	75	28 潜水士	5,488	6.81%	350	5,138	2.49%	125
03 軽作業員	2,038	8.67%	163	1,875	0.00%	0	29 潜水連絡員	4,113	8.58%	325	3,788	3.77%	138
04 造園工	2,850	8.57%	225	2,625	1.45%	37	30 潜水送気員	4,025	8.42%	312	3,713	3.48%	125
05 法面工	3,600	7.87%	262	3,338	3.49%	113	31 山林砂防工	3,625	7.81%	262	3,363	0.00%	0
06 とび工	3,650	6.96%	237	3,413	0.00%	0	32 軌道工	6,700	7.63%	475	6,225	3.75%	225
07 石工	3,650	8.55%	287	3,363	0.00%	0	33 型わく工	3,425	3.40%	112	3,313	1.15%	38
08 ブロック工	3,450	9.09%	287	3,163	0.00%	0	34 大工	3,450	7.81%	250	3,200	0.00%	0
09 電工	3,275	7.82%	237	3,038	3.85%	113	35 左官	3,575	4.76%	162	3,413	1.87%	63
10 鉄筋工	3,563	3.26%	113	3,450	2.22%	75	36 配管工	3,075	6.49%	187	2,888	2.67%	75
11 鉄骨工	3,225	2.79%	87	3,138	0.00%	0	37 はつり工	3,413	6.64%	213	3,200	1.99%	62
12 塗装工	3,700	3.14%	112	3,588	3.99%	138	38 防水工	3,950	7.85%	287	3,663	1.38%	50
13 溶接工	3,800	3.75%	137	3,663	0.00%	0	39 板金工	3,825	5.52%	200	3,625	1.75%	62
14 運転手(特殊)	3,525	9.30%	300	3,225	3.20%	100	40 タイル工	—	—	—	—	—	—
15 運転手(一般)	2,988	6.22%	175	2,813	3.69%	100	41 サッシ工	3,588	8.30%	275	3,313	3.92%	125
16 潜かん工	4,013	3.22%	125	3,888	2.30%	88	42 屋根ふき工	—	—	—	—	—	—
17 潜かん世話役	4,988	8.13%	375	4,613	3.07%	138	43 内装工	3,763	6.36%	225	3,538	0.00%	0
18 さく岩工	4,250	8.63%	337	3,913	1.29%	50	44 ガラス工	3,588	8.71%	288	3,300	2.72%	87
19 トンネル特殊工	4,000	3.23%	125	3,875	2.31%	87	45 建具工	—	—	—	—	—	—
20 トンネル作業員	3,363	6.32%	200	3,163	2.02%	63	46 ダクト工	3,238	8.82%	263	2,975	3.93%	112
21 トンネル世話役	4,600	7.92%	337	4,263	0.59%	25	47 保温工	3,138	8.66%	250	2,888	1.76%	50
22 橋りょう特殊工	4,050	3.85%	150	3,900	0.00%	0	48 建築ブロック工	—	—	—	—	—	—
23 橋りょう塗装工	3,913	0.32%	13	3,900	0.00%	0	49 設備機械工	3,175	9.01%	262	2,913	1.30%	38
24 橋りょう世話役	4,550	3.12%	137	4,413	0.57%	25	50 交通誘導員A	2,100	9.09%	175	1,925	5.48%	100
25 土木一般世話役	3,438	9.13%	288	3,150	3.70%	112	51 交通誘導員B	1,863	8.76%	150	1,713	2.24%	38
26 高級船員	4,175	9.51%	362	3,813	0.00%	0	埼玉県平均	単純平均	6.80%		単純平均	1.93%	
							全国平均		5.2%			2.5%	

※「屋根ふき工」「タイル工」「建具工」「建築ブロック工」については、賃金調査時に十分な有効標本数が確保できなかった等の理由により、設計労務単価が設定されておりません。

(2) 他自治体の状況

①積算方法

各自治体が、それぞれに適用される設計労務単価に、概ね一定の率を乗じた額を労働報酬下限額としています。

○令和4年度

計25自治体中

【92%】川崎市

(1自治体)

【90%】多摩市、相模原市、国分寺市、渋谷区、厚木市、足立区、三木市、千代田区、草加市、加西市、加東市、目黒区、新宿区、杉並区、江戸川区、越谷市 (16自治体)

【85%】野田市、世田谷区、日野市

(3自治体)

【80%】直方市、高知市、我孫子市、豊橋市

(4自治体)

【77%】豊川市

(1自治体)

②下限額

○令和4年度

自治体名	賃金下限額						設計労務単価(R4.2)		
	特殊作業員		普通作業員		軽作業員		特殊作業員	普通作業員	軽作業員
	下限額	設計労務単価比	下限額	設計労務単価比	下限額	設計労務単価比			
越谷市	2,723	90.02%	2,408	90.02%	1,688	90.03%	3,025	2,675	1,875
千葉県野田市	2,667	85.00%	2,242	85.00%	1,584	85.05%	3,138	2,638	1,863
神奈川県川崎市	2,979	92.02%	2,565	92.02%	1,748	92.00%	3,238	2,788	1,900
東京都多摩市	2,780	86.54%	2,430	87.17%	1,755	90.00%	3,213	2,788	1,950
神奈川県相模原市	2,915	90.04%	2,510	90.04%	1,710	90.00%	3,238	2,788	1,900
東京都国分寺市	2,892	90.02%	2,430	87.17%	1,755	90.00%	3,213	2,788	1,950
東京都渋谷区	2,892	90.02%	2,509	90.01%	1,755	90.00%	3,213	2,788	1,950
神奈川県厚木市	2,915	90.04%	2,510	90.04%	1,710	90.00%	3,238	2,788	1,900
福岡県直方市	2,310	80.00%	2,000	80.00%	1,370	80.00%	2,888	2,500	1,713
東京都足立区	2,780	86.54%	2,430	87.17%	1,755	90.00%	3,213	2,788	1,950
兵庫県三木市	2,290	90.25%	2,230	90.10%	1,490	90.30%	2,538	2,475	1,650
東京都千代田区	2,892	90.02%	2,509	90.01%	1,755	90.00%	3,213	2,788	1,950
埼玉県草加市	2,622	86.68%	2,340	87.48%	1,688	90.03%	3,025	2,675	1,875
東京都世田谷区	2,731	85.01%	2,370	85.02%	1,658	85.03%	3,213	2,788	1,950
高知県高知市	2,010	76.21%	1,720	78.18%	1,440	80.00%	2,638	2,200	1,800
千葉県我孫子市	2,420	77.13%	2,050	77.73%	1,490	80.00%	3,138	2,638	1,863
兵庫県加西市	2,280	89.85%	2,220	89.70%	1,480	89.70%	2,538	2,475	1,650
兵庫県加東市	2,280	89.85%	2,220	89.70%	1,480	89.70%	2,538	2,475	1,650
愛知県豊橋市	2,420	80.00%	2,060	80.00%	1,580	80.00%	3,025	2,575	1,975
東京都目黒区	2,892	90.02%	2,510	90.04%	1,755	90.00%	3,213	2,788	1,950
東京都日野市	2,731	85.01%	2,370	85.02%	1,658	85.03%	3,213	2,788	1,950
愛知県豊川市	2,330	77.02%	1,983	77.01%	1,521	77.01%	3,025	2,575	1,975
東京都新宿区	2,891	89.99%	2,508	89.97%	1,755	90.00%	3,213	2,788	1,950
東京都杉並区	2,891	89.99%	2,508	89.97%	1,755	90.00%	3,213	2,788	1,950
東京都江戸川区	2,891	89.99%	2,508	89.97%	1,755	90.00%	3,213	2,788	1,950

※設計労務単価は令和4年度の値を掲載していますが、多摩市、足立区、草加市、高知市、我孫子市は、令和3年度の労務単価に基づき令和4年度の下限額を設定しております。

○対応案：平成29年度から公共工事設計労務単価の90パーセントを基準としており、多くの自治体が採用していることから、令和5年度公共工事設計労務単価の90パーセントを基準とする。

(3) 設計労務単価が設定されていない職種等の労働報酬下限額の取扱い

①職種：屋根ふき工

「屋根ふき工」については、賃金調査時に十分な有効標本数が確保できなかった等の理由により、平成26年度に全国単純平均値が参考値として示されて以降、設計労務単価が設定されていないほか、埼玉県においても、同様に単価が設定されていない状況があります。

「屋根ふき工」とは・・・屋根ふき作業について相当程度の技能を有し、瓦ふき、スレートふき、土居ふき等の屋根ふき作業又はふきかえ作業について主体的業務を行うもの（板金工事に該当するものを除く）

○対応案：令和4年度同様に「案1」の積算を採用する。

【案1】最後に設定された正式な設計労務単価（平成22年度・埼玉県適用の値）に、平成23年度から現在までの設計労務単価の伸び率（埼玉県平均）を乗じた値を設計労務単価とみなし、下限額を積算する。（野田市、三木市）

※設計労務単価の90%とした場合

$$\begin{aligned} & 16,200\text{円（平成22年度設計労務単価）} \times 0.9964 \text{（平成23年度伸び率）} \\ & \times 1.0213 \text{（平成24年度伸び率）} \times 1.1779 \text{（平成25年度伸び率）} \\ & \times 1.0759 \text{（平成26年度伸び率）} \times 1.0256 \text{（平成27年度伸び率）} \\ & \times 1.0239 \text{（平成28年度伸び率）} \times 1.0169 \text{（平成29年度伸び率）} \\ & \times 1.0242 \text{（平成30年度伸び率）} \times 1.0311 \text{（令和元年度伸び率）} \\ & \times 1.0117 \text{（令和2年度伸び率）} \times 1.0141 \text{（令和3年度伸び率）} \\ & \times 1.0193 \text{（令和4年度伸び率）} \times 1.0680 \text{（令和5年度伸び率）} \\ & \div 8\text{時間} \times 90\% \div \underline{\underline{2,960\text{円}}} \end{aligned}$$

令和4年度下限額の積算として採用した対応

【案2】平成26年度の参考値（全国平均値）を設計労務単価とみなし下限額を積算する。
（草加市、多摩市等）

※設計労務単価の90%とした場合

$$14,637\text{円（参考値）} \div 8\text{時間} \times 90\% \div \underline{\underline{1,647\text{円}}}$$

【案3】平成26年度の参考値（全国平均値）に、平成27年度から令和5年度の設計労務単価の伸び率（全国平均）を乗じた値を設計労務単価とみなし、下限額を積算する。

※設計労務単価の90%とした場合

$$\begin{aligned} & 14,637\text{円（参考値）} \times 1.042 \text{（平成27年度伸び率）} \\ & \times 1.049 \text{（平成28年度伸び率）} \times 1.034 \text{（平成29年度伸び率）} \\ & \times 1.028 \text{（平成30年度伸び率）} \times 1.033 \text{（令和元年度伸び率）} \\ & \times 1.025 \text{（令和2年度伸び率）} \times 1.012 \text{（令和3年度伸び率）} \\ & \times 1.025 \text{（令和4年度伸び率）} \times 1.068 \text{（令和5年度伸び率）} \\ & \div 8\text{時間} \times 90\% \div \underline{\underline{2,244\text{円}}} \end{aligned}$$

②職種：タイル工・建具工・建築ブロック工

「タイル工」「建具工」「建築ブロック工」については、賃金調査時に十分な有効標本数が確保できなかった等の理由により、令和5年度の設計労務単価が設定されておらず、埼玉県による令和4年度の単価は設定されておりますが、新年度の単価については、例年4月の公表となっている状況があります。

○対応案：令和4年度同様に「案1」の積算を採用する。

【案1】 令和4年度の埼玉県による単価に、令和5年度の設計労務単価の伸び率（埼玉県平均）を乗じた額を設計労務単価とみなし、下限額を積算する。

※設計労務単価の90%とした場合（例：建具工）

$$24,400\text{円（令和4年度県単価）} \times 1.0680\text{（令和5年度伸び率）} \div 8\text{時間} \times 90\% \doteq \underline{\underline{2,932\text{円}}}$$

令和4年度下限額の積算として採用した対応

【案2】 令和4年度の埼玉県による単価を設計労務単価とみなし、下限額を積算する。

※設計労務単価の90%とした場合（例：建具工）

$$24,400\text{円（令和4年度県単価）} \div 8\text{時間} \times 90\% \doteq \underline{\underline{2,745\text{円}}}$$

③見習い、手元等として従事する労働者等又は年金等の受給のために労働の対価を調整している労働者等

職人の手伝いや補助的な業務に従事している労働者等に対して通常の下限額を適用することは、過大な賃金水準となるおそれがあること、また、年金受給のために労働時間数や時給等を調整している労働者に下限額を適用することは、労働者にとって不利益となるおそれがあること等を踏まえ、特例として下限額を定めるものです。

○前回（第2回）会議結果

見習い・手元等に係る労働報酬下限額について、報酬水準は妥当であるが、見習いの定義があいまいである事や、手元の認識に相違があること、年金についての判断材料が現時点では少ないことなどから、結論は次回に持ち越し、下記の方向性で再度検討する。

- ・見習い：定義に課題があるが、引き続き下限額設定する
- ・手元：対象から削除する
- ・年金受給者：対象外とした場合の影響が判断できないため、引き続き下限額設定する
- ・下限額水準：これまでの水準が妥当である

○（出された主な意見）

- ・「見習い」の定義があいまいなので、これが労働報酬下限額の遵守の抜け道とならないような対応が必要である。受注者が「見習い」をどの様にとらえているかを把握するために、アンケートを工夫したほうがよいのではないか。
- ・「手元」については、現場ではその日の作業において補助的な役割を行うものに対して使っており、必ずしも経験の浅い労働者を指す言葉ではないので、対象外とした方がよい。
- ・「年金受給者」については、アンケートでも存在が確認されており、対象外とした場合の影響が把握しきれないため、直ちに対象外とするという判断はしにくい。今後も継続的に調査を行う。なお、アンケートについては、労働者が収入の調整を賃金でしているのか、又は時間で調整しているのかを把握できるように工夫する。

○昨年度までの経過

令和4年度まで、見習い・手元等の下限額は、軽作業員の労働報酬下限額を基準とし、当該下限額の80%に設定しています。

令和4年度見習い・手元等の下限額
 $1,688 \text{ 円 (令和4年度軽作業員下限額)} \times 80\% \div 1,350 \text{ 円}$

見習い・手元等の下限額推移

H29	H30	R1	R2	R3	R4
1,224 円	1,260 円	1,314 円	1,342 円	1,350 円	1,350 円

○他市の状況

令和4年度における越谷市の見習い・手元等の下限額については、見習い・手元等及び年金等の受給者の下限額に特例を設けている18自治体のうち、軽作業員の設計労務単価に対して1番高い比率で下限額を設定しています。

<令和4年度の下限額設定状況>

自治体名	令和4年度		令和4年度軽作業員設計労務単価に対する各下限額比率				
	見習い・手元等 (A)	年金等の受給者 (B)	軽作業員設計労務単価 (C)	見習い・手元等 (A)/(C)	比率順 (全18自治体)	年金受給者 (B)/(C)	比率順 (全14自治体)
越谷市	1,350	1,350	1,875	72.0%	1	72.0%	1
千葉県野田市	—	—	1,863	—	—	—	—
神奈川県川崎市	—	—	1,900	—	—	—	—
東京都多摩市	1,103	1,103	1,950	56.6%	14	56.6%	10
神奈川県相模原市	1,088	1,088	1,900	57.3%	12	57.3%	8
東京都国分寺市	—	—	1,950	—	—	—	—
東京都渋谷区	1,127	1,127	1,950	57.8%	9	57.8%	7
神奈川県厚木市	1,075	1,075	1,900	56.6%	13	56.6%	9
福岡県直方市	—	—	1,713	—	—	—	—
東京都足立区	1,365	—	1,950	70.0%	2	—	—
兵庫県三木市	950	—	1,650	57.6%	10	—	—
東京都千代田区	—	—	1,950	—	—	—	—
埼玉県草加市	—	—	1,875	—	—	—	—
東京都世田谷区	1,365	1,365	1,950	70.0%	2	70.0%	2
高知県高知市	934	934	1,800	51.9%	17	51.9%	13
千葉県我孫子市	1,043	1,043	1,863	56.0%	15	56.0%	11
兵庫県加西市	950	—	1,650	57.6%	10	—	—
兵庫県加東市	960	—	1,650	58.2%	8	—	—
愛知県豊橋市	1,059	1,059	1,975	53.6%	16	53.6%	12
東京都目黒区	1,365	1,365	1,950	70.0%	2	70.0%	2
東京都日野市	—	—	1,950	—	—	—	—
愛知県豊川市	996	996	1,975	50.4%	18	50.4%	14
東京都新宿区	1,365	1,365	1,950	70.0%	2	70.0%	2
東京都杉並区	1,275	1,275	1,950	65.4%	7	65.4%	6
東京都江戸川区	1,365	1,365	1,950	70.0%	2	70.0%	2

○上記下限額の積算方法

- ・業務委託下限額と同額
- ・市場の賃金実態等を総合的に勘案
- ・日給1万円になるように設定
- ・軽作業員の設計労務単価の70%の額
- ・軽作業員の労働報酬下限額の67%の額
- ・軽作業員の労働報酬下限額の70%の額
- ・軽作業員の労働報酬下限額の77%の額
- ・軽作業員の労働報酬下限額の80%の額
- ・相模原市、渋谷区、厚木市、三木市、加西市、加東市、豊川市
- ・多摩市
- ・杉並区
- ・世田谷区、目黒区、新宿区、江戸川区
- ・豊橋市
- ・我孫子市
- ・足立区
- ・**越谷市**

<他市の下限額積算方法をあてはめた場合の越谷市の下限額>

他市の下限額積算方法	越谷市で計算すると	
・業務委託下限額と同額 (1,035円)	1,035	相模原市、渋谷区、厚木市 三木市、加西市、加東市 豊川市
・日給1万円程度になるように設定	1,250	杉並区
・軽作業員の設計労務単価の70%の額 (1,875円)	1,313	世田谷区、目黒区、新宿区、 江戸川区
・軽作業員の労働報酬下限額の67%の額 (1,688円)	1,131	豊橋市
・軽作業員の労働報酬下限額の70%の額 (1,688円)	1,182	我孫子市
・軽作業員の労働報酬下限額の77%の額 (1,688円)	1,300	足立区
・軽作業員の労働報酬下限額の80%の額 (1,688円)	1,350	越谷市

※軽作業員設計労務単価（埼玉県：令和4年度）：1,875円
 軽作業員労働報酬下限額（越谷市：令和4年度）：1,688円

<過去の下限額設定状況>

自治体名	令和3年度		令和2年度		平成31年度		平成30年度		平成29年度	
	見習い・手元等	年金等の受給者								
越谷市	1,350	1,350	1,314	1,314	1,314	1,314	1,260	1,260	1,224	1,224
千葉県野田市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
神奈川県川崎市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東京都多摩市	1,075	1,075	1,045	1,045	1,045	1,045	1,000	1,000	1,000	1,000
神奈川県相模原市	1,059	1,059	1,029	1,029	1,029	1,029	1,000	1,000	962	962
東京都国分寺市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東京都渋谷区	1,122	1,122	1,019	1,019	1,019	1,019	993	993	958	958
神奈川県厚木市	1,045	1,045	1,016	1,016	1,016	1,016	988	988	954	954
福岡県直方市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東京都足立区	1,335	—	1,257	—	1,257	—	1,191	—	1,119	—
兵庫県三木市	940	—	910	—	910	—	890	—	870	—
東京都千代田区	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
埼玉県草加市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東京都世田谷区	1,365	1,365	1,322	1,322	1,322	1,322	1,268	1,268	1,020	1,020
高知県高知市	902	902	868	868	868	868	—	—	—	—
千葉県我孫子市	1,036	1,036	973	973	973	973	945	945	952	952
兵庫県加西市	920	—	890	—	890	—	875	—	870	—
兵庫県加東市	920	—	890	—	890	—	880	—	860	—
愛知県豊橋市	1,059	1,059	974	974	974	974	913	913	883	883
東京都目黒区	1,365	1,365	1,322	1,322	1,322	1,322	1,270	1,270	—	—
東京都日野市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
愛知県豊川市	937	937	910	910	910	910	—	—	—	—
東京都新宿区	1,365	1,365	—	—	—	—	—	—	—	—
東京都杉並区	1,250	1,250	—	—	—	—	—	—	—	—
東京都江戸川区	1,365	1,365	—	—	—	—	—	—	—	—

○年金等の受給のために労働の対価を調整している労働者について

- ・在職老齢年金の支給調整基準について（令和4年度から変更有）

令和4年3月以前の65歳未満の方の在職老齢年金は、「総報酬月額相当額」と「老齢厚生年金の基本月額」の合計が『28万円』を上回った場合は年金額の全部または一部が支給停止されていました。この制度が緩和の方向で見直され、令和4年4月以降は65歳以上の方と同様に、「総報酬月額相当額」と「老齢厚生年金の基本月額」の合計が『47万円』を上回った場合は年金額の全部または一部が支給停止されることとなりました。

【令和4年4月以降の計算方法】

基本月額と総報酬月額相当額の合計額が47万円以下のとき



支給停止額
= 0円（全額支給）

基本月額と総報酬月額相当額の合計額が47万円を超えるとき



支給停止額
= (総報酬月額相当額+基本月額-47万円) × 1/2 × 12

<用語の説明>

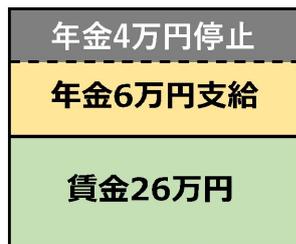
・基本月額

加給年金額を除いた特別支給の老齢厚生（退職共済）年金の月額

・総報酬月額相当額

(その月の標準報酬月額) + (その月以前1年間の標準賞与額の合計) ÷ 12

[例：年金の基本月額が10万円で総報酬月額相当額が26万円、合計額36万円の場合]



改正前の基準

合計額が**28万円**を超えるため
年金の一部を支給停止



改正後の基準

合計額が**47万円**を超えないため
年金の全額を支給

○アンケート調査結果

(1) 労働者向けアンケート

調査期間：令和4年12月5日～2月24日

回答：対象4案件合計 85者

【千疋幹線（21者）、新庁舎建築（9者）、北越谷学童保育室（15者）、大相模分団（40者）】

問1 あなたが今働いている現場は、市の公契約条例の対象工事であり、市が独自に決めた労働報酬下限額以上の賃金が支払われることが約束されていますが、このことを知っていますか。

1 知っている。	46	
2 知らない。	39	

問2 （問1で「知っている。」と答えた方のみ御回答ください）

公契約条例についてどうやって知りましたか。その他の場合は、その内容をご記入ください。

1 現場（職場）の掲示物（ポスター等）で知った。	20
2 現場で配布されたチラシで知った。	7
3 現場の朝礼や新規入場者教育で知った。	15
4 勤務先からの説明等で知った。	15
5 その他（内容をご記入ください）	0
内容	

※未回答 4

問3 あなたが今働いている工事での賃金は、他の工事と比べて高いですか、低いですか。

1 高い。	4
2 低い。	7
3 変わらない。	33
4 わからない。	40

※未回答 1

問4 労働報酬下限額は、普通作業員や電工、配管工などの職種ごとで異なりますが、あなたは労働報酬下限額以上の賃金をもらっていますか。

1 もらっている。	17
2 もらっていない。	8
3 わからない。	42

※未回答 1

問5 （問4で「もらっていない。」と答えた方のみ御回答ください）

労働報酬下限額以上の賃金をもらっていない理由をご記入ください。

（例：本来の職種と違う、労働報酬下限額が低い職種（具体的な職種）で登録されているため等）

理由記入欄	本来の職種と違うため。 下限額が低いため。 組積工がいくらなのかわからない。 （※事務局注：ブロック工と思われます） 会社の気分。
-------	---

問 6 あなたは、元請負事業者の従事者ですか。下請負事業者の従事者ですか。

1 元請負事業者。	9
2 下請負事業者。	66
3 わからない。	9

※未回答 1

問 7 (問 6 で「下請負事業者。」と答えた方のみ御回答ください)
何次下請にあたるか御回答ください。

1 1次下請。	33
2 2次下請。	27
3 3次下請以降。	5
4 わからない。	6

問 8 公契約条例の対象となった工事の労働者は、労働報酬下限額を下回った賃金が支払われている場合に市または受注者（元請業者）にその旨の申し出をすることができます。
このことを知っていますか。

1 知っている。	22
2 知らない。	60

※未回答 3

問 9 あなたは年金を受給していますか。

1 受給している。	13
2 受給していない。	69

※未回答 3

問 10 (問 9 で「受給している。」と答えた方のみお答えください)

年金を満額受給するため、労働時間を短くする等、収入の調整をしていますか？

1 調整している。	1
2 調整していない。	12

問 11 (問 10 で「調整している。」と答えた方のみお答えください)

年金を満額受給するため、どのような方法で収入を調整していますか？

自由記入欄	
-------	--

問 12 あなたは現在試用期間中ですか。

1 試用期間中である。	0
2 試用期間中ではない。	80

※未回答 5

問 13 (問 12 で「試用期間中である」と答えた方のみお答えください)

試用期間中であることを理由に、一般的な給与水準と比較して低い給与水準で受給していますか。

1 受給している。	0
2 受給していない。	0
3 わからない。	0

問 14 その他、公契約条例について、ご意見がございましたらご記入ください。

理由記入欄	建設業全体の賃金UPをお願いいたします。(2件)
-------	--------------------------

(2) 受注者向けアンケート

見習い・手元等の実態を把握するため、市内事業者及び受注実績のある市外事業者の方を対象にアンケート調査を実施しました。

調査対象：市内事業者及び受注実績のある市外事業者 156者（市内119者、市外37者）

（※アンケートでは、おおむね直近1年間の状況を対象としています）

調査期間：令和4年12月5日～12月20日

回答数：43者

No.	(各問) 上段：設問 下段：回答内容
問1	<p>Q：これまで施工した現場に従事した労働者の中に、見習い・手元の労働者はいましたか</p> <p>①いた：7者 ②いなかった：36者</p>
問2	<p>Q：見習い・手元労働者は、現場に従事した全労働者のうち、平均で各現場にどのくらいの割合でいましたか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1現場につき、1人程度 ・1現場につき、労働者7人中3人 (42.9%) ・1現場につき、労働者3人中1人 (33.3%) ・1現場につき、労働者6人中2人 (33.3%) ・1現場につき、労働者10人中2人 (20.0%) ・1現場につき、労働者6人中1人 (16.7%) ・1現場につき、労働者8人中1人 (12.5%)
問3	<p>Q：年金を受給している労働者で、年金を満額受給するため、収入調整をしている方はいましたか</p> <p>①いた：0者 ②いない：43者</p>
問4	<p>Q：当該労働者は、現場に従事した全労働者のうち、平均で各現場にどのくらいの割合でいましたか</p> <p>(回答なし)</p>
問5	<p>Q：見習い・手元等について、特例的に低い下限額を定めてますが今後継続していくべきだと思いますか</p> <p>①継続すべき：35者 ②継続する必要はない：5者 (無回答：3者)</p>
問6	<p>Q：見習い・手元等について、現行の基準以外に適用すべき基準等があればご教授ください</p> <p>問5 <継続すべき></p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記水準が妥当であると思います。個別に特殊技能があれば、優遇してしかるべきだと考えております。 <hr/> <p>問5 <継続する必要はない></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「普通作業員」の労働報酬下限額を基準とするべき (5者)

Q：問5、6で回答した理由をお答えください	
問7	<p>問5 <継続すべき></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金受給者で収入を調整している労働者及び手元・見習い労働者に通常の労働報酬下限額を設定することは、雇用主にとっては割高な賃金水準となることから、<u>雇止め等の不利益が生じる恐れがある</u>。就労機会を確保する観点から、当該労働者については特例的な賃金水準を設定すべきである。 ・通常の労働報酬下限額を設定されていることは、雇用主にとっては賃金等の参考になる。就労機会を確保する観点から、当該労働者については特例的な賃金水準を設定すべきであるが、<u>若手と高齢者で条件をつけるべきと考えます</u>。 ・<u>就労機会を確保する観点から</u>、当該労働者については特例的な賃金水準を継続するべきと思います。 ・働き方に応じた賃金設定が発生するのは仕方がないことと思われる。 <p>問7</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃金は拘束時間だけでなく「<u>仕事の質</u>」に対して支払うものとする。よって、手元・見習い労働者の報酬下限額については、普通作業員と差があつてしかるべきと考える。 <hr style="border-top: 1px dashed #000;"/> <p>問5 <継続する必要はない></p> <ul style="list-style-type: none"> ・手元・見習い労働者について、<u>普通作業員として従事することが多いため、普通作業員の労働報酬下限額を基準とするべきである</u>。（そもそも、前提に、手元・見習い労働者については普通作業員として考えるべき） ・見習い労働者に対して普通作業員の労働報酬を基準とするべきである。理由として、<u>建設関係の若い労働力が少なく、低賃金だとより人が集まらない</u>。 ・年金受給者で収入を調整しているものはいないため、特例設定は不要。 ・手元・見習い労働者は現在のところ存在しない。 ・普通作業員の労働報酬下限額を基準とし、<u>時間短縮、労働日数削減、契約社員等で対応する</u>。

(3) アンケート調査結果まとめ

- ① 『労働者向けアンケート』では、「試用期間中である」と回答した方はいなかったが、『受注者向けアンケート』では「見習い・手元の労働者が現場にいた」とする回答が7者（16.3%）となっており、割合は多くはないが、見習い・手元の労働者が少なからずいることがわかる。
- ② 『労働者向けアンケート』では1名が「年金受給のため収入調整している」と回答した一方、『受注者向けアンケート』では全者が「いなかった」と回答しており、雇用の実態はあるが事業者が把握していないことも想定される。
- ③ 『受注者向けアンケート』では、見習い・手元、年金受給者ともに、対象となる労働者の割合は少ないが、特例的に下限額を定めることについては、多くの事業者が「継続すべきである」との回答になっている。
- ④ 『受注者向けアンケート』では、基準の見直しについては、現在の基準の「軽作業員の下限額の80%」が妥当であるという意見のほか、見直し後の基準として、普通作業員を基準にするべきとの意見をいただいた。
- ⑤ 『受注者向けアンケート』では、「継続すべき」という理由では、就労機会の確保の為、仕事の熟練度によって賃金差があるべき、といった意見が主だった。「継続の必要なし」という理由では、見習い、年金ともに雇用の実態がない為や、実際はそれ以上に賃金を払っているため、という意見が多かった。

○対応案（下限額の計算方法について）：令和4年度同様に「案1」の積算を採用する。

考え方： 前回会議の協議結果及び事業者へのアンケート結果からも、下限額の特例を定めることは必要であると考えており、設定する基準等については、他自治体と比較すると本市の基準が1番高額になっていることから、現行の水準を維持するために、基準を継続する考えです。

【案1】設計労務単価にある職種を基準とし、令和5年度の労働報酬下限額に一定の割合を掛けて下限額を積算する。

※軽作業員を基準とし労働報酬下限額の80%とした場合

1, 834円（軽作業員下限額）×80%≒1, 467円

令和4年度下限額の積算として採用した対応

【案2】設計労務単価にある職種を基準とし、一定の割合を掛けて下限額を積算する。

※軽作業員の設計労務単価の70%とした場合

2, 038円（軽作業員労務単価）×70%≒1, 427円

【案3】業務委託等において定めた令和5年度の労働報酬下限額（1, 035円）を適用する。

○対応案（下限額の適用対象について）：「案1」の対象を採用する。

【案1】手元については特例的な報酬下限額の対象外とし、見習いと年金受給者のみを対象とする。

【案2】従来通り、見習い・手元及び年金受給者を特例的な報酬下限額の対象とする。

令和4年3月23日

越谷市長 福田 晃 様

越谷市労働報酬等審議会

会長 江原 智



令和4年度労働報酬下限額について（答申）

令和3年10月4日付け越契第312号で諮問のありました標記の件について、当審議会において必要な事項を審議した結果、下記のとおり答申します。

なお、意見を付しますので、これを十分に尊重し、反映されるよう要望します。

記

1 工事の請負の契約に係る労働報酬下限額について

令和4年度公共工事設計労務単価の90パーセントを基準とした別紙のとおりとすることが望ましい。

なお、見習い、手元等として従事する労働者等及び年金等を受給するために労働の対価を調整している労働者等は、軽作業員の労働報酬下限額の80パーセントに相当する金額1,350円（1時間当たり）が望ましい。

2 付帯意見

- (1) 見習い、手元等として従事する労働者等の雇用実態を把握することを目的として、受注者や労働者に対してアンケート等を実施すること。
- (2) 年金等を受給するために労働の対価を調整している労働者等の労働報酬下限額を特例として定めていることについて、その必要性を調査すること。

【第一回(R4.10.7開催)】業務委託に係る労働報酬下限額に対する意見

- 付帯意見のとおり、条例導入自治体の加重平均を参考にする際、その分母に近隣以外の自治体を加えることは望ましくない。近隣自治体に絞った加重平均を参考とするべきではないか。
- 平成30年度の付帯意見は、労働報酬下限額と最低賃金の比率の平均を参考とするべき旨の意見であることから、比率の平均を近隣に絞ったとしても、付帯意見に沿った形となる。

〔単価：円（1時間当たり）〕

No.	職 種	労働報酬 下 限 額	No.	職 種	労働報酬 下 限 額
1	特殊作業員	2,723	27	普通船員	2,723
2	普通作業員	2,408	28	潜水士	4,624
3	軽作業員	1,688	29	潜水連絡員	3,409
4	造園工	2,363	30	潜水送気員	3,342
5	法面工	3,004	31	山林砂防工	3,027
6	とび工	3,072	32	軌道工	5,603
7	石工	3,027	33	型わく工	2,982
8	ブロック工	2,847	34	大工	2,880
9	電工	2,734	35	左官	3,072
10	鉄筋工	3,105	36	配管工	2,599
11	鉄骨工	2,824	37	はつり工	2,880
12	塗装工	3,229	38	防水工	3,297
13	溶接工	3,297	39	板金工	3,263
14	運転手（特殊）	2,903	40	タイル工	2,672
15	運転手（一般）	2,532	41	サッシ工	2,982
16	潜かん工	3,499	42	屋根ふき工	2,772
17	潜かん世話役	4,152	43	内装工	3,184
18	さく岩工	3,522	44	ガラス工	2,970
19	トンネル特殊工	3,488	45	建具工	2,798
20	トンネル作業員	2,847	46	ダクト工	2,678
21	トンネル世話役	3,837	47	保温工	2,599
22	橋りょう特殊工	3,510	48	建築ブロック工	2,764
23	橋りょう塗装工	3,510	49	設備機械工	2,622
24	橋りょう世話役	3,972	50	交通誘導警備員A	1,733
25	土木一般世話役	2,835	51	交通誘導警備員B	1,542
26	高級船員	3,432			

